

## 港湾における新型コロナウイルス感染症対策

- 検疫所作成の啓発ポスター（症状がある乗客の検疫官への申告）を、港湾管理者等がクルーズ船及び国際フェリーの国際旅客船ターミナル等に掲示し、利用者への情報提供の実施。【検疫所業務への協力】（令和2年1月16日付及び令和2年1月21日付事務連絡）
- 港湾管理者・整備局において、検疫所によるサーモグラフィ検査が滞りなく実施されていることを現場で確認【検疫所業務の把握】（令和2年1月21日付事務連絡）
- 各港で設置している港湾保安委員会等の枠組みを活用した、C I Q官署や港湾関係者等との情報共有・意見交換の実施【検疫所との連携体制の構築・情報提供】（令和2年1月27日付事務連絡）
- 検疫所からの依頼があれば、ターミナル内におけるアナウンスの実施及び入国者の導線の分離について、港湾管理者等の協力【検疫所業務への協力】（令和2年1月24日付事務連絡）
- 発症が疑われる旅客が発生した際に検疫所から依頼があれば、患者等の搬送の準備が整うまでの間のターミナル内の待機場所を提供できるよう、あらかじめ確認【検疫所業務への協力】（令和2年1月24日付事務連絡）
- 旅客船ターミナルを含む国際埠頭内で働く職員や作業員、従業員などに、マスクの着用、うがい、手洗いの励行等を行い、感染予防対策に努める【職員等の感染予防対策】（令和2年1月30日付事務連絡）
- 旅客船ターミナルにおける日本政府観光局（JNTO）のコールセンタのチラシの掲示・配布等による外国人利用者への情報提供の実施【JNTOへの協力】（令和2年2月12日付事務連絡）
- 職員全員に対し、厚生労働省発表の「新型コロナウイルスを防ぐには」を周知するとともに、アルコール消毒液設置等の感染対策の実施【職員への感染対策】（令和2年2月12日付事務連絡）

- 「相談・受診の目安」を周知し、発熱等の風邪症状が見られるときに、職員の方々が休みやすい環境整備を進めるとともに、時差出勤やテレワークの活用の特段の配慮を実施。また、イベント等を開催する際には、適切な対応に努める【職員等への感染対策】（令和2年2月20日付事務連絡）